

第 1 章

計画策定にあたって

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

我が国の自殺者数が3万人を超える状態が続いていたことから、自殺対策として、国においては平成18年10月に「自殺対策基本法*」が施行されました。それ以降、「個人の問題」として認識されがちであった自殺は「社会の問題」として認識され、国を挙げての自殺対策が推進されてきました。

しかし、いまだ毎年2万人を超える人が自殺により亡くなっている状況が続いており、社会的な問題となっています。そのため、国は平成28年4月に「自殺対策基本法」を改正し、自殺対策を「生きることの包括的な支援」と位置付け、その推進のため、すべての市町村において「市町村自殺対策計画」を策定することを義務付けました。さらに、平成29年7月には新たな「自殺総合対策大綱*」を閣議決定し、具体的な自殺対策の取り組みの方向性を示しました。

本市では、平成24年6月より、「半田市いじめ・虐待・自殺を防止する連絡会議」において、総合的かつ円滑にいじめ・虐待・自殺の防止を図るため、庁内で横断的に協議してきました。

今回の法改正および自殺総合対策大綱の内容を踏まえ、これまでの取り組みを継承しつつ、地域とともに「生きることの包括的な支援」「地域づくり・まちづくり」としての自殺対策を推進するため、「半田市いじめ・虐待・自殺を防止する連絡会議」を廃止し、新たに「半田市いのち支える自殺対策推進協議会」を設置しました。

この協議会において、本市の実情にあった自殺対策を総合的に推進するための協議を行い、本市の自殺対策の指針となる自殺対策計画を策定します。

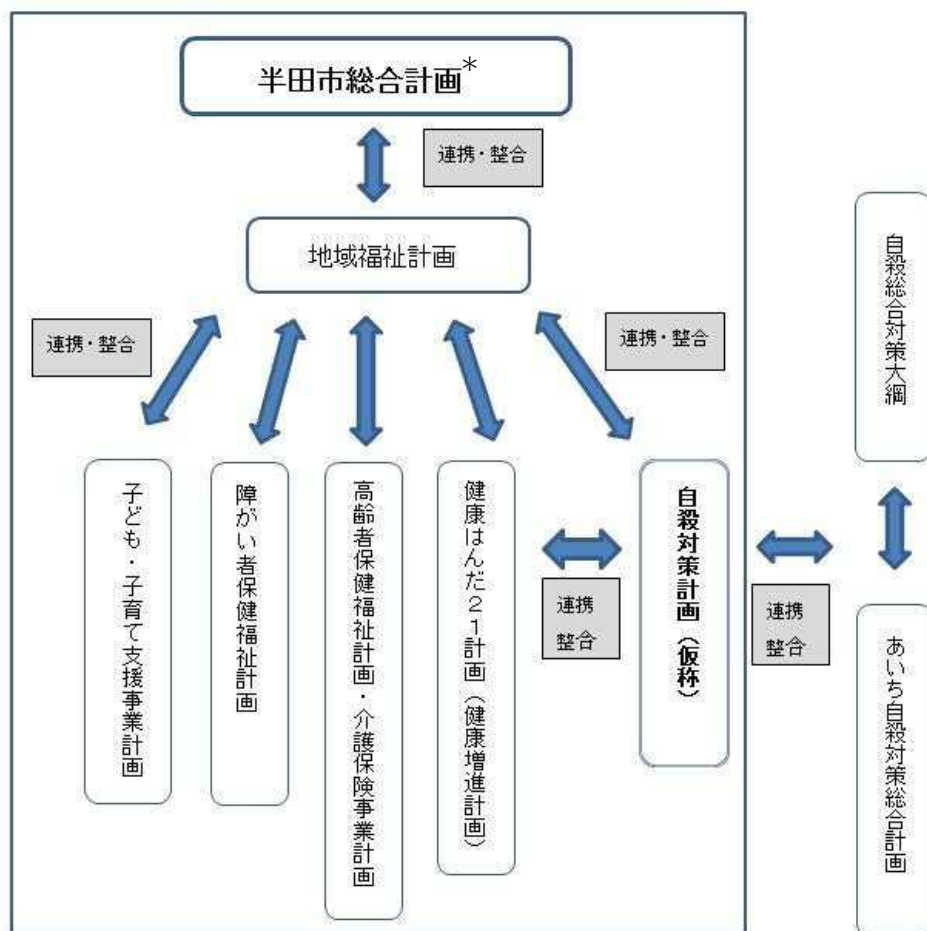
また、今回の計画策定は、単に自殺者数の減少を目的にするのではなく、市民一人ひとりがかけがえのない存在として尊重されるとともに、生きがいや希望をもって暮らすための支援と、それを促進するための環境整備を図るものです。そして、自殺対策の推進により、「いのちを支え希望が未来につながるまち」の実現を目指します。

※「*」のついた語句は、「資料編 資料5 用語説明」に記載しています。

2 計画の位置づけ

本計画は、平成 28 年に改正された「自殺対策基本法」第 13 条第 2 項によって、策定が義務付けされている「市町村自殺対策計画」です。

また、本計画は、平成 29 年に見直しされた国の「自殺総合対策大綱」、平成 30 年 3 月に策定された「第 3 期あいち自殺対策総合計画」及び市の関連計画と連携・整合を図るとともに、本市の実情にあった内容となるように策定したものです。



3 計画期間

本計画は、計画期間を平成 31(2019)年度から 35(2023)年度までの 5 年間とします。なお、本計画は、「自殺対策基本法」または「自殺総合対策大綱」の改正や大きな社会情勢の変化があった場合には、必要に応じて見直しを行います。

4 計画策定体制

本市の実情にあった計画とするため、様々な分野の関係機関などで構成する「半田市いのち支える自殺対策推進協議会」及び「半田市いのち支える自殺対策推進協議会自殺対策計画策定部会」において、協議を行いました。

さらに、市民の皆様の意見を計画書に反映するため、パブリックコメント*を実施し、意見を募りました。